

令和2年三重県議会定例会
総務地域連携常任委員会説明資料

目次

◎議案補充説明

- 1 議案第24号
三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案について・・・1
- 2 議案第25号
三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・・・・17
- 3 議案第57号
三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例を廃止する条例案について・・・・・・・・19

◎所管事項

- 1 「令和元年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における県有施設の見直しについて・・・・・・・・・・・・・21
- 2 みえ県民カビジョン・第三次行動計画（案）【地域連携部関係】について・・（別冊1）
- 3 木曾岬干拓地工業用地について・・・・・・・・・・・・・23
- 4 三重県自転車活用推進計画 最終案について・・・・・・・・・・・・・25
- 5 三重県官民データ活用推進計画（仮称）の検討状況について・・・・・・・・・・・・・31
- 6 移住促進の取組について・・・・・・・・・・・・・35
- 7 市町のスマート自治体化に向けた支援について・・・・・・・・・・・・・47
- 8 東京2020オリンピック・パラリンピックの取組について・・・・・・・・・・・・・51
- 9 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催準備について・・・・・・・・・・・・・57
- 10 競技力向上の取組について・・・・・・・・・・・・・61
- 11 特定地域づくり事業推進法の施行について・・・・・・・・・・・・・67
- 12 令和元年度南部地域の高校生を対象とした「地域への愛着や将来的な定住の意向に関するアンケート」調査結果について・・・・・・・・・・・・・71
- 13 熊野古道世界遺産登録15周年の報告について・・・・・・・・・・・・・77
- 14 審議会等の審議状況について・・・・・・・・・・・・・81

○別冊資料

- （別冊1） みえ県民カビジョン・第三次行動計画（案）【地域連携部主担当抜粋】
- （別冊2） 三重県自転車活用推進計画 最終案
- （別冊3） 三重県官民データ活用推進計画（仮称）案（令和2年3月10日時点）

令和2年3月10日
地域連携部

(議案補充説明)

1 議案第 24 号「三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案」について

1 改正理由

景観法に基づく景観行政事務については、三重県権限移譲推進方針に基づく重点移譲事務に位置づけ、市町における権限移譲の検討の推進に努めてきました。その結果、鳥羽市が令和 2 年 5 月 1 日から景観行政団体へ移行することとなったことから、条例改正を行うものです。その他、動物愛護法、覚せい剤取締法、浄化槽法の改正により、新たに追加される事務について、条例改正を行います。

2 改正内容

(1) 市町との協議により新たに権限移譲を行うもの

【景観法関係】(令和 2 年 5 月 1 日から施行)

鳥羽市が景観行政団体に移行することにより、県の景観計画区域から鳥羽市の区域が除外される(法定移譲)ため、景観計画区域内における行為に係る届出書の受理に関する事務の移譲市町から鳥羽市を除くものです。

(2) 法改正に伴い移譲事務が追加されるもの

【動物愛護法関係】(令和 2 年 6 月 1 日から施行)

動物の愛護および管理に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備(新設)および条項の整理を行うものです。

【覚せい剤取締法関係】(令和 2 年 4 月 1 日から施行)

医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律等一部改正による覚せい剤取締法の改正に伴い、規定の整備および字句の変更を行うものです。

【浄化槽法関係】(令和 2 年 4 月 1 日から施行)

浄化槽法の一部改正に伴い、規定の整備(新設)を行うものです。

(3) その他

【旅券法関係】(公布日から施行)

旅券法の改正に伴い、項ズレの修正を行うものです。

議案第二四号

三重県の特例に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和二年二月十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県の特例に関する条例の一部を改正する条例
 三重県の特例に関する条例(平成十二年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二(第二条関係)		別表第二(第二条関係)	
一・一の二 (略)	(略)	一・一の二 (略)	(略)
一の三 旅券法(昭和二十六名張市、志摩 年法律第二百六十七号。以市 下この項において「法」と いう。)に基づく次に掲げ る事務(緊急の必要がある 場合等であつて、別に規則 で定める場合を除く。)		一の三 旅券法(昭和二十六名張市、志摩 年法律第二百六十七号。以市 下この項において「法」と いう。)に基づく次に掲げ る事務(緊急の必要がある 場合等であつて、別に規則 で定める場合を除く。)	
イ(二) (略)		イ(二) (略)	
ホ 法第八條第二項の規 定による出頭を求める ことなく行う一般旅券 の交付		ホ 法第八條第三項の規 定による出頭を求める ことなく行う一般旅券 の交付	
ヘ・ト (略)		ヘ・ト (略)	
二(四)の十一 (略)	(略)	二(四)の十一 (略)	(略)
四の十二 覚醒剤取締法(昭 和二十六年法律第二百五 十二号。以下この項におい て「法」という。)に基づ く次に掲げる事務		四の十二 覚せい剤取締法(昭 和二十六年法律第二百五 十二号。以下この項にお いて「法」という。)に 基づく次に掲げる事務	
イ 法第四條第二項の規 定による覚醒剤施用機 関又は覚醒剤研究者(以 下「覚醒剤施用機関等」 という。)の指定申請の 受理及び知事への送付		イ 法第四條第二項の規 定による覚せい剤施用 機関又は覚せい剤研究 者(以下「覚せい剤施用 機関等」という。)の指 定申請の受理及び知事 への送付	

ロ 法第五条第一項の規定による覚醒剤施用機関等への指定証の交付の經由

ハ 法第九条第二項の規定による覚醒剤施用機関の業務廃止等届出の受理及び知事への送付

二 法第九条第三項の規定による覚醒剤研究者の研究廃止届出の受理及び知事への送付

ホ 法第十条第一項の規定による指定失効時の覚醒剤施用機関等からの指定証の返納受理及び知事への送付

ヘ 法第十条第二項の規定による閉鎖命令等による覚醒剤施用機関等からの指定証の返納受理及び知事への送付

ト 法第十条第三項の規定による処分要旨記載後の覚醒剤施用機関等指定証の返還交付の經由

チ 法第十一条第一項の規定による覚醒剤施用機関等の指定証の再交付申請の受理及び知事への送付

リ 法第十一条第二項の規定による覚醒剤施用機関等の指定証の再交付後に発見した亡失指定証の返納受理及び知事への送付

ロ 法第五条第一項の規定による覚せい剤施用機関等への指定証の交付の經由

ハ 法第九条第二項の規定による覚せい剤施用機関の業務廃止等届出の受理及び知事への送付

二 法第九条第三項の規定による覚せい剤研究者の研究廃止届出の受理及び知事への送付

ホ 法第十条第一項の規定による指定失効時の覚せい剤施用機関等からの指定証の返納受理及び知事への送付

ヘ 法第十条第二項の規定による閉鎖命令等による覚せい剤施用機関等からの指定証の返納受理及び知事への送付

ト 法第十条第三項の規定による処分要旨記載後の覚せい剤施用機関等指定証の返還交付の經由

チ 法第十一条第一項の規定による覚せい剤施用機関等の指定証の再交付申請の受理及び知事への送付

リ 法第十一条第二項の規定による覚せい剤施用機関等の指定証の再交付後に発見した亡失指定証の返納受理及び知事への送付

又 法第十二条第二項の規定による覚醒剤施用機関の名称変更届の受理及び知事への送付

ル 法第十二条第三項の規定による覚醒剤研究者の変更届の受理及び知事への送付

ヲ 法第十二条第四項の規定による覚醒剤施用機関等への訂正指定証の返還交付の經由

ワ 法第十七条第五項の規定による覚醒剤研究者の覚醒剤の譲渡又は譲受の許可申請書の受理及び知事への送付

カ 法第二十条第六項の規定による覚醒剤研究者の覚醒剤の施用又は交付の許可申請書の受理及び知事への送付

コ 法第二十二條の二の規定による覚醒剤施用機関等の覚醒剤廃棄届の受理及び知事への送付

ク 法第二十三条の規定による覚醒剤施用機関等からの喪失、所在不明等の事故届の受理及び知事への送付

ケ 法第二十四条第一項の規定による覚醒剤施用機関等の指定失効時の覚醒剤所有量等の報告の受理及び知事への

又 法第十二条第二項の規定による覚せい剤施用機関の名称変更届の受理及び知事への送付

ル 法第十二条第三項の規定による覚せい剤研究者の変更届の受理及び知事への送付

ヲ 法第十二条第四項の規定による覚せい剤施用機関等への訂正指定証の返還交付の經由

ワ 法第十七条第五項の規定による覚せい剤研究者の覚せい剤の譲渡又は譲受の許可申請書の受理及び知事への送付

カ 法第二十条第六項の規定による覚せい剤研究者の覚せい剤の施用又は交付の許可申請書の受理及び知事への送付

コ 法第二十二條の二の規定による覚せい剤施用機関等の覚せい剤廃棄届の受理及び知事への送付

ク 法第二十三条の規定による覚せい剤施用機関等からの喪失、所在不明等の事故届の受理及び知事への送付

ケ 法第二十四条第一項の規定による覚せい剤施用機関等の指定失効時の覚せい剤所有量等の報告の受理及び知事

送付

ソ 法第二十四条第二項の規定による覚醒剤施用機関等の指定失効時の覚醒剤の譲渡報告の受理及び知事への送付

ツ 法第三十条の規定による覚醒剤施用機関等からの定期報告の受理及び知事への送付

ネ 法第三十条の四第一項の規定による覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者（以下この項において「覚醒剤原料取扱者等」という。）の業務廃止届出の受理及び知事への送付

ナ 法第三十条の五において準用する法第四条第二項の規定による覚醒剤原料取扱者等の指定申請の受理及び知事への送付

ラ 法第三十条の五において準用する法第五条第一項の規定による覚醒剤原料取扱者等の指定証の交付の経由

ム 法第三十条の五において準用する法第十条第一項の規定による指定失効時の覚醒剤原料取扱者等からの指定証の返納受理及び知事への送付

ウ 法第三十条の五において準用する法第十条

への送付

ソ 法第二十四条第二項の規定による覚せい剤施用機関等の指定失効時の覚せい剤の譲渡報告の受理及び知事への送付

ツ 法第三十条の規定による覚せい剤施用機関等からの定期報告の受理及び知事への送付

ネ 法第三十条の四第一項の規定による覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者（以下この項において「覚せい剤原料取扱者等」という。）の業務廃止届出の受理及び知事への送付

ナ 法第三十条の五において準用する法第四条第二項の規定による覚せい剤原料取扱者等の指定申請の受理及び知事への送付

ラ 法第三十条の五において準用する法第五条第一項の規定による覚せい剤原料取扱者等の指定証の交付の経由

ム 法第三十条の五において準用する法第十条第一項の規定による指定失効時の覚せい剤原料取扱者等からの指定証の返納受理及び知事への送付

ウ 法第三十条の五において準用する法第十条

第二項の規定による閉鎖命令等による覚醒剤原料取扱者等からの指定証の提出の受理及び知事への送付

キ 法第三十条の五において準用する法第十条第三項の規定による処分要旨記載後の覚醒剤原料取扱者等の指定証の返還交付の經由

ク 法第三十条の五において準用する法第十一条第一項の規定による覚醒剤原料取扱者等の指定証再交付申請の受理及び知事への送付

カ 法第三十条の五において準用する法第十一条第二項の規定による覚醒剤原料取扱者等指定証の再交付後に発見した亡失指定証の返納受理及び知事への送付

キ 法第三十条の五において準用する法第十二条第二項の規定による覚醒剤原料取扱者の名称変更届の受理及び知事への送付

ク 法第三十条の五において準用する法第十二条第三項の規定による覚醒剤原料研究者の変更届の受理及び知事への送付

カ 法第三十条の五において準用する法第十二

第二項の規定による閉鎖命令等による覚せい剤原料取扱者等からの指定証の提出の受理及び知事への送付

キ 法第三十条の五において準用する法第十条第三項の規定による処分要旨記載後の覚せい剤原料取扱者等の指定証の返還交付の經由

ク 法第三十条の五において準用する法第十一条第一項の規定による覚せい剤原料取扱者等の指定証再交付申請の受理及び知事への送付

カ 法第三十条の五において準用する法第十一条第二項の規定による覚せい剤原料取扱者等指定証の再交付後に発見した亡失指定証の返納受理及び知事への送付

キ 法第三十条の五において準用する法第十二条第二項の規定による覚せい剤原料取扱者の名称変更届の受理及び知事への送付

ク 法第三十条の五において準用する法第十二条第三項の規定による覚せい剤原料研究者の変更届の受理及び知事への送付

カ 法第三十条の五において準用する法第十二

条第四項の規定による
覚醒剤原料取扱者等へ
の訂正指定証の返還交
付の經由

ケ 法第三十条の第十二第
一項第二号の規定によ
る覚醒剤原料取扱者の
保管場所の届出の受理
及び知事への送付

フ 法第三十条の十三の
規定による法第三十条
の七第四号及び第五号
に規定する者の覚醒剤
原料の廃棄の届出の受
理及び知事への送付

コ 法第三十条の十三の
規定による法第三十条
の七第六号及び第七号
に規定する者の覚醒剤
原料の廃棄の届出の受
理及び職員の立会い

工 法第三十条の十四第
一項の規定による法第
三十条の七第四号から
第七号までに規定する
者からの覚醒剤原料の
喪失、所在不明等の事故
届の受理及び知事への
送付

テ 法第三十条の十四第
二項及び第三項の規定
による医薬品である覚
醒剤原料の廃棄及び譲
受の届出の受理

ア 法第三十条の十五第
一項の規定による法第
三十条の七第四号及び
第五号に規定する者か
らの指定失効時等の覚
醒剤原料の所有量等の

条第四項の規定による
覚せい剤原料取扱者等
への訂正指定証の返還
交付の經由

ケ 法第三十条の第十二第
一項第二号の規定によ
る覚せい剤原料取扱者
の保管場所の届出の受
理及び知事への送付

フ 法第三十条の十三の
規定による法第三十条
の七第四号及び第五号
に規定する者の覚せい
剤原料の廃棄の届出の
受理及び知事への送付

コ 法第三十条の十三の
規定による法第三十条
の七第六号及び第七号
に規定する者の覚せい
剤原料の廃棄の届出の
受理及び職員の立会い

工 法第三十条の十四の
規定による法第三十条
の七第四号から第七号
までに規定する者から
の覚せい剤原料の喪失、
所在不明等の事故届の
受理及び知事への送付

テ 法第三十条の十五第
一項の規定による法第
三十条の七第四号及び
第五号に規定する者か
らの指定失効時等の覚
せい剤原料の所有量等

報告の受理及び知事への送付

サ 法第三十条の十五第一項の規定による法第三十条の七第六号及び第七号に規定する者からの許可取消し時等の覚醒剤原料の所有量等の報告の受理

キ 法第三十条の十五第二項の規定による法第三十条の七第四号及び第五号に規定する者からの指定失効時等の覚醒剤原料の譲渡報告の受理及び知事への送付

ク 法第三十条の十五第二項の規定による法第三十条の七第六号及び第七号に規定する者からの許可取消し時等の覚醒剤原料の譲渡報告の受理

メ・ヒ (略)

モ 法第三十三条第一項第二号の規定による覚醒剤監視員の指定のうち、四日市市内に係る法第三十条の七第六号及び第七号に規定する者への法第三十条の十三、法第三十条の十五第三項及び法第三十二条第二項に規定する職権を行う者の指定

セ 法第三十五条第三項の規定による国立病院等への覚醒剤施用機関

報告の受理及び知事への送付

ア 法第三十条の十五第一項の規定による法第三十条の七第六号及び第七号に規定する者からの許可取消し時等の覚せい剤原料の所有量等の報告の受理

カ 法第三十条の十五第二項の規定による法第三十条の七第四号及び第五号に規定する者からの指定失効時等の覚せい剤原料の譲渡報告の受理及び知事への送付

キ 法第三十条の十五第二項の規定による法第三十条の七第六号及び第七号に規定する者からの許可取消し時等の覚せい剤原料の譲渡報告の受理

ク・エ (略)

ヒ 法第三十三条第一項第二号の規定による覚せい剤監視員の指定のうち、四日市市内に係る法第三十条の七第六号及び第七号に規定する者への法第三十条の十三、法第三十条の十五第三項及び法第三十二条第二項に規定する職権を行う者の指定

モ 法第三十五条第三項の規定による国立病院等への覚せい剤施用機関

<p>の指定証の交付の經由</p> <p>ス 法第三十六条第一項の規定による国又は地方公共団体の開設する覚醒剤施用機関の診療廃止届又は指定証の返納、報告等の受理及び知事への送付</p>		<p>四の十三く六の二 (略)</p>	<p>六の三 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以下この項において「法」という。)、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号。以下この項において「省令」という。)、三重県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和五十六年三重県条例第三十三号。以下この項において「条例」という。)、及び法の施行のための規則に基づく次に掲げる事務</p> <p>イ 法に基づく第一種動物取扱業に関する次に掲げる事務</p> <p>(イ)く(ナ) (略)</p> <p>(ラ) 法第二十一条の五第二項の規定による動物の種類ごとの数等の届出の受理</p> <p>(ム) (略)</p>
<p>関の指定証の交付の經由</p> <p>セ 法第三十六条第一項の規定による国又は地方公共団体の開設する覚せい剤施用機関の診療廃止届又は指定証の返納、報告等の受理及び知事への送付</p>		<p>四の十三く六の二 (略)</p>	<p>六の三 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以下この項において「法」という。)、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号。以下この項において「省令」という。)、三重県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和五十六年三重県条例第三十三号。以下この項において「条例」という。)、及び同法の施行のための規則に基づく次に掲げる事務</p> <p>イ 法に基づく第一種動物取扱業に関する次に掲げる事務</p> <p>(イ)く(ナ) (略)</p> <p>(ラ) (略)</p> <p>(ム) 法第二十二条の六第二項の規定による犬猫等の種類ごとの数等の届出の受理</p>

(ウ) 法第二十二條の六の規定による犬猫等販売業者に対する犬猫等の検案書等の提出命令

(#) (略)

(ノ) 法第二十三條第三項の規定による第一種動物取扱業者が期限内に勧告に従わなかつた旨の公表

(オ) 法第二十三條第四項の規定による勧告に従わない第一種動物取扱業者に対する措置命令

(ク) (略)

(ヤ) 法第二十四條の二第一項の規定による第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告

(マ) 法第二十四條の二第二項の規定による勧告に従わない第一種動物取扱業者であつた者に対する措置命令

(ケ) 法第二十四條の二第三項の規定による第一種動物取扱業者であつた者に対する飼養施設の状況等の報告要求及び立入検査

ロ 法に基づく第二種動物取扱業に関する次に掲げる事務

(イ) 法第二十四條の二

(ウ) 法第二十二條の六第三項の規定による犬猫等販売業者に対する犬猫等の検案書等の提出命令

(#) (略)

(ノ) 法第二十三條第三項の規定による勧告に従わない第一種動物取扱業者に対する措置命令

(オ) (略)

ロ 法に基づく第二種動物取扱業に関する次に掲げる事務

(イ) 法第二十四條の二

の二の規定による第二種動物取扱業届出書の受理

(ロ) (略)

(ハ) 法第二十四条の四第一項において準用する法第十六条第一項の規定による第二種動物取扱業者の廃業等の届出の受理

(ニ) 法第二十四条の四

第一項において準用する法第二十三条第一項の規定による基準を遵守していない第二種動物取扱業者に対する改善勧告

(ホ) 法第二十四条の四

第一項において準用する法第二十三条第三項の規定による第二種動物取扱業者が期限内に勧告に従わなかつた旨の公表

(ヘ) 法第二十四条の四

第一項において準用する法第二十三条第四項の規定による勧告に従わない第二種動物取扱業者に対する措置命令

(ト) 法第二十四条の四

第一項において準用する法第二十四条第一項の規定による第二種動物取扱業者に対する飼養施設の状態等の報告要求及び立入検査

の規定による第二種動物取扱業届出書の受理

(ロ) (略)

(ハ) 法第二十四条の四において準用する法第十六条第一項の規定による第二種動物取扱業者の廃業等の届出の受理

(ニ) 法第二十四条の四

において準用する法第二十三条第一項の規定による基準を遵守していない第二種動物取扱業者に対する改善勧告

(ホ) 法第二十四条の四

において準用する法第二十三条第三項の規定による勧告に従わない第二種動物取扱業者に対する措置命令

(ト) 法第二十四条の四

において準用する法第二十四条第一項の規定による第二種動物取扱業者に対する飼養施設の状態等の報告要求及び立入検査

<p>ハ イ及び口に掲げるもののほか、法に基づく次に掲げる事務</p> <p>イ 法第二十五条第一項の規定による周辺の生活環境を損ねている者に対する指導又は助言</p> <p>ロ 法第二十五条第二項の規定による周辺の生活環境を損ねている者に対する勧告</p> <p>ハ 法第二十五条第三項の規定による周辺の生活環境を損ねている者に対する勧告に係る措置命令</p> <p>ニ 法第二十五条第四項の規定による虐待のおそれがある事態を生じさせている者に対する措置命令又は勧告</p> <p>ホ 法第二十五条第五項の規定による動物の飼養又は保管をしている者に対する飼養施設の状況等の報告要求及び立入検査</p> <p>ヘ ケ (略)</p> <p>ニ〜ハ (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>六の四〜十八 (略)</p> <p>十八の二 景観法(平成十六年法律第百十号)に基づく景観計画区域内における行為に係る届出書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの</p> <p>羽市、志摩市及び伊賀市を</p>
<p>ハ イ及び口に掲げるもののほか、法に基づく次に掲げる事務</p> <p>イ 法第二十五条第一項の規定による周辺の生活環境を損ねている者に対する勧告</p> <p>ロ 法第二十五条第二項の規定による周辺の生活環境を損ねている者に対する勧告に係る措置命令</p> <p>ハ 法第二十五条第三項の規定による虐待のおそれがある事態を生じさせている者に対する措置命令又は勧告</p> <p>ニ〜ハ (略)</p> <p>ヘ ケ (略)</p> <p>ニ〜ハ (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>六の四〜十八 (略)</p> <p>十八の二 景観法(平成十六年法律第百十号)に基づく景観計画区域内における行為に係る届出書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの</p> <p>市及び伊賀市を除く。</p>

<p>十八の三 (略)</p> <p>十九 浄化槽法(昭和五十八松阪市、多気 年法律第四十三号。以下こ 町及び大台町 の項において「法」とい う。)の規定に基づく次に 掲げる事務(口からネまで については地方財政法(昭 和二十三年法律第九号) 第六条に規定する公営企 業として市町が設置し、又 は管理する浄化槽に係る ものに限る。)</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ト 法第十一条の二第一 項の規定による使用休 止の届出の受理</p> <p>チ 法第十一条の二第二 項の規定による使用再 開の届出の受理</p> <p>リ 法第十一条の三の規 定による廃止の届出の 受理</p> <p>ヌ〜カ (略)</p> <p>ヨ 法第十二条の五第四 項の規定による設置計 画についての協議及び 同意</p> <p>タ 法第十二条の五第五 項の規定により準用す る同条第四項の規定に よる設置計画の変更に ついての協議及び同意</p> <p>リ 法第四十九条第一項 の規定による浄化槽台 帳の作成</p> <p>ソ 法第四十九条第二項 の規定による浄化槽に 関する情報提供の要求</p>	<p>除く。)</p> <p>(略)</p>
<p>十八の三 (略)</p> <p>十九 浄化槽法(昭和五十八松阪市、多気 年法律第四十三号。以下こ 町及び大台町 の項において「法」とい う。)の規定に基づく次に 掲げる事務(口から力まで については地方財政法(昭 和二十三年法律第九号) 第六条に規定する公営企 業として市町が設置し、又 は管理する浄化槽に係る ものに限る。)</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ト 法第十一条の二の規 定による廃止の届出の 受理</p> <p>チ〜ク (略)</p>	<p>(略)</p>

<p>ツ・ネ (略)</p>	
<p>十九の二 浄化槽法(以下こ大紀町の項において「法」という。)の規定に基づく次に掲げる事務</p> <p>イ 法第五条第一項の規定による設置等の届出の受理及び特定行政庁への經由</p> <p>ロくへ (略)</p> <p>ト 法第十一条の二第一項の規定による使用休止の届出の受理</p> <p>チ 法第十一条の二第二項の規定による使用再開の届出の受理</p> <p>リ 法第十一条の三の規定による廃止の届出の受理</p> <p>ヌくカ (略)</p> <p>ヨ 法第十二条の五第四項の規定による設置計画についての協議及び同意</p> <p>タ 法第十二条の五第五項の規定により準用する同条第四項の規定による設置計画の変更についての協議及び同意</p> <p>レ 法第四十九条第一項の規定による浄化槽台帳の作成</p> <p>ソ 法第四十九条第二項の規定による浄化槽に関する情報提供の要求</p> <p>ツ・ネ (略)</p> <p>カ 法附則第十一条第一項の規定による特定既存単独処理浄化槽につ</p>	<p>十九の二 浄化槽法(以下こ大紀町の項において「法」という。)の規定に基づく次に掲げる事務</p> <p>イ 法に基づく浄化槽の設置等の届出の受理に関する事務で別に規則に定めるもの</p> <p>ロくへ (略)</p> <p>ト 法第十一条の二の規定による廃止の届出の受理</p> <p>チくキ (略)</p> <p>カ (略)</p>

以下の助言又は指導 ㊦ 法附則第十一条第二 項の規定による特定既 存単独処理浄化槽につ いての勧告 ㊧ 法附則第十一条第三 項の規定による特定既 存単独処理浄化槽につ いての命令		二十 浄化槽法に基づく浄各市町（四日 化槽の設置等に係る届出市市、松阪市、 の受理に関する事務で別多気町、大台 に規則で定めるもの	町及び大紀町 を除く。	二十一～三十六（略）	（略）
二十 浄化槽法に基づく浄各市町（四日 化槽の設置等に係る届書市市、松阪市、 の受理に関する事務で別多気町、大台 に規則で定めるもの		二十一～三十六（略）	町及び大紀町 を除く。	二十一～三十六（略）	（略）

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二第一号の三の項の改正規定及び同表第二十号の項の改正規定 公布の日
- 二 別表第二第十九号の項の改正規定及び同表第十九号の二の項の改正規定 令和二年四月一日
- 三 別表第二第十八号の二の項の改正規定 令和二年五月一日
- 四 別表第二第六号の三の項の改正規定 令和二年六月一日
- 五 別表第二第四号の十二の項の改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日

提案理由

地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第二十五号

三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和二年二月十七日

三重県知事 鈴木英敬

例 三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年三重県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改定後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十三条第一項の趣旨にのっとり、県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第九条第一項の趣旨にのっとり、県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</p>

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

3 議案第 57 号 三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例を廃止する条例案について

1 廃止理由

「三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例」は、平成 12 年度に策定した土地利用計画に基づき整備したわんぱく原っぱの供用開始に伴い、平成 24 年に制定したものです。

今般、平成 26 年度に策定した都市的土地利用計画に基づき、令和元年度末をもって三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱを廃止することに伴い、「三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例」を廃止しようとするものです。

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

議案第五十七号

三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例を廃止する条例案

右提出する。

令和二年二月十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例を廃止する条例

三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例（平成二十五年三重県条例第七号）は、廃止する。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

提案理由

三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱの廃止に伴い、三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例を廃止する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(所管事項)

1 「令和元年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における県有施設の見直しについて
 集中取組期間における県有施設の見直し一覧

この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」13頁に記載の「県有施設の見直し」について、個別施設の見直しの方向性や調整経過等を整理したものです。

今回の見直しは、廃止や統合を含めたあり方検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しに取り組むとともに、あわせて、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

平成31年2月14日全員協議会以降、見直しの方向性を定めた施設については、見直しの実施に向けて庁内での検討や関係団体との調整を進め、今後見直しの方向性を定めるとした施設については、引き続き検討を重ね方向性を決めました。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
13	(鈴鹿山麓リサーチパーク関係施設) 旧三重ソフトウェアセンター社屋 ＜四日市市管理＞	四日市市との継続協議 当該施設は、(株)三重ソフトウェアセンターの社屋として平成5年に建設されたものであるが、平成20年に同社を解散した後は、企業等向けに事務所等の貸付を行っている。 入居企業が退去したため平成31年4月1日から休館していること、また、四日市市が行っている入居希望者の意向確認の結果等を踏まえ、令和2年度以降に本施設の運営方針について検討することから、引き続き協議を重ねる。	<p>《鈴鹿山麓リサーチパーク全体》 【経過】 ・部内で課題を整理し、対応策を検討 ・リサーチパーク連絡調整会議の開催 ・限定されている用途の拡大に向けて四日市市と協議 ・庁内情報共有会議の開催</p> <p>【課題】 ・地元調整後、用途拡大に向けた事務手続きが必要(四日市市)</p> <p>【今後の予定】 ・H31.4～ 地元調整の継続及び事務手続き(四日市市) ・R2.3～ 県設置のリサーチパーク連絡調整会議について整理</p>	地域連携部
14	ゆめドームうえの ＜指定管理＞	「継続」または「民間活力を利用したさらなる施設運営の効率化」 当該施設は、平成9年に建設された屋内体育施設である。 県有施設としては広域利用が前提となるが、一部の施設の利用者は伊賀市内の居住者が多くを占めていること、維持管理に多額の費用を要していること、今後、多額の改修費用が見込まれることから、一層の広域での利用促進と維持管理費用の削減も含め、今後の見直しの方向性を定める必要がある。	<p>《旧三重ソフトウェアセンター社屋》 【経過】 ・部内で課題を整理し、対応策を検討中 ・入居希望者の意向確認の状況についての情報共有</p> <p>【課題】 ・社屋が存在している鈴鹿山麓リサーチパーク全体のあり方についての議論及び四日市市が行っている入居希望者の意向確認の結果等を踏まえて、四日市市と本施設の運営方針について協議が必要</p> <p>【今後の予定】 ・R2.4～ 四日市市との継続協議</p>	地域連携部
			<p>【経過】 ・部内で利用実績や課題を整理し、対応策を検討 ・利用実績等を踏まえ、見直しの方向性の検討に向けて、部内で論点を整理 ・伊賀市へ移譲に関する意向を確認した結果、「伊賀市が施設を譲り受けることは困難」「県営施設として継続されることを希望する」旨回答を得た。</p> <p>【課題】 ・現在の施設機能を残しつつ、民間活力の利用によるさらなる運営の効率化</p> <p>【今後の予定】 ・R1.12～ 民間活力を利用した効率的な施設運営の事例調査検討</p>	地域連携部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
15	三重交通G スポーツの杜 伊勢(体育館) <指定管理>	<p>令和3年度の三重とこわか国体終了後に方向性を定める。</p> <p>当該施設は、三重交通G スポーツの杜 伊勢(三重県営総合競技場)内における体育館施設として、メインアリーナ(昭和39年)及びサブアリーナ(昭和47年)が建設された。</p> <p>ともに老朽化が進んでおり、今後、大規模な改修が必要となること、三重交通G スポーツの杜鈴鹿には県営体育館が、近隣には体育館機能を有した県営サンアリーナが存在することから、今後の県営体育館のあり方も含め、見直しの方向性を定める必要がある。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部内で課題を整理し、見直しの方向性に沿って検討を進めてきた <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営体育館としての広域的役割、機能の必要性について検討が必要 ・県営体育館としてのあり方についての整理が必要 ・県営として存続する場合、現在の2館体制をどうするか検討が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2.2～ 課題の検討継続 検討結果を元に一定の方向性を定める ・R3.4～ 伊勢市と情報交換 見直しの方向性について二役と協議 ・R4.2 見直しの方向性案を議会で説明 	地域連携部
16	三重県営松阪野球場 <指定管理>	<p>県営存続</p> <p>見直しの考え方に基づいた調査検討や松阪市との協議を行った結果、引き続き県営として存続し、県で最低限必要な維持修繕を実施していく。</p> <p>当該施設は、昭和50年に建設された。</p> <p>老朽化が進んでおり、今後、大規模な改修が必要となること、県内の主要な市営球場と比較して広域性がより高いとは認められないことなどから、今後の県営野球場のあり方も含め、見直しの方向性を定める必要がある。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部内で課題を整理し、見直しの方向性の検討に向けて論点を整理 ・今後の球場のあり方について松阪市と協議を実施(H30年度8回、R1年度6回) 	地域連携部

3 木曾岬干拓地工業用地について

木曾岬干拓地工業用地については、次のとおり取り組むこととしています。

1 第1期分譲について

木曾岬干拓地工業用地については、平成26年度に策定した都市的土地利用計画に基づき、平成30年2月から第1期分譲（以下、「第1期」という。）を開始し、令和2年2月末現在で2社に約7.7haを分譲しました。

2 第2期分譲について

第2期分譲（以下、「第2期」という。）については、第1期の分譲状況をふまえ、関係市町と調整した結果、第1期募集要項の一部を変更し、令和2年度から開始する予定です。

募集要項の主な変更点は、優先選択権の付与方法です。優先選択権について、第1期では募集期間を定めず随時受け付け、先着順に優先選択権を付与することとしていたことから、小規模分譲希望者が先行することにより、虫食い状に残地ができる恐れがありました。このため一定（概ね2カ月）の募集期間内に応募した企業のうち、分譲希望面積の大きい順を基本として優先選択権を付与することに変更します。

〈募集要項の主な変更点〉

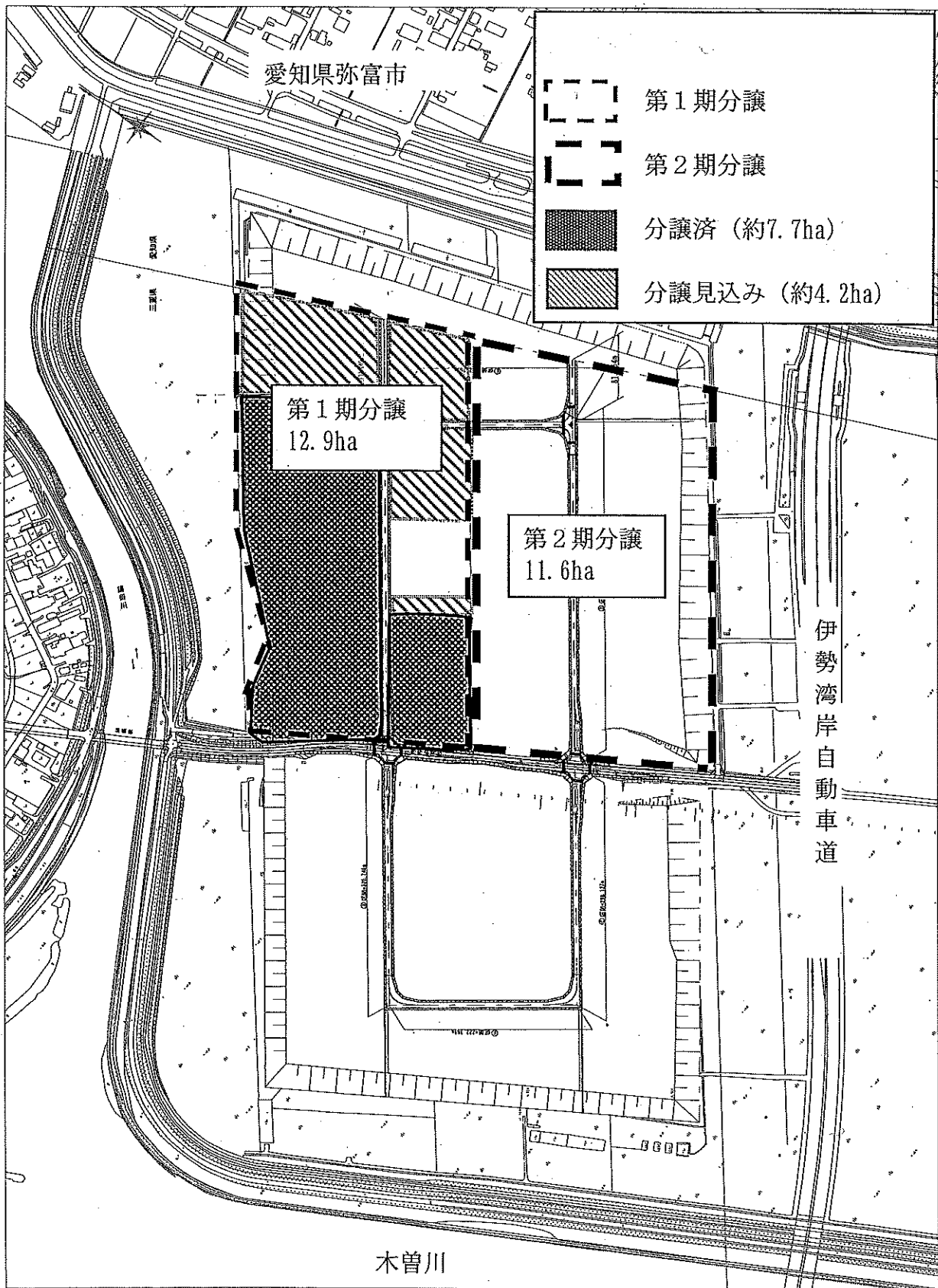
	第1期	第2期
優先選択権	先着順に付与	一定（概ね2カ月）の募集期間内に応募した企業のうち、分譲希望面積の大きい順を基本として付与

3 今後のスケジュール

今後のスケジュールにつきましては、令和2年3月末に第2期募集要項を発表する予定です。

なお、第2期の分譲開始と同時に第1期の募集を停止し、第1期の残地は第2期に含めて分譲します。

木曾岬干拓地工業用地分譲区域位置図



4 三重県自転車活用推進計画 最終案について

「三重県自転車活用推進計画」については、令和元年12月11日の常任委員会でお示した素案をもとに、同年12月から令和2年1月にかけて意見募集（パブリックコメント）の実施や、市町への意見照会を行うとともに、2月17日の第3回検討会議でのご意見をふまえ、最終案としてとりまとめました。

1 最終案の内容（素案からの変更点）

(1) 実施すべき施策の変更

自転車の活用の推進に関する目標および実施すべき施策のうち、「目標3 自転車を安全に安心して利用できるまちづくり」における実施すべき施策として、自転車賠償責任保険の加入促進に向けた条例制定に関する内容について記載しました。

【目標3 自転車を安全に安心して利用できるまちづくり】

施策1 自転車の安全利用に係る定期的な点検整備、賠償責任保険への加入促進を盛り込んだ条例を策定し、「車両」の運転者としての意識向上を図ります。

(2) パブリックコメントの意見の反映

2名の方から27件の意見をいただき、うち6件について計画に反映しました。

①項目別意見数

項 目	件数
1. 総論	1件
2. 現状と課題	11件
3. 自転車の活用の推進に関する目標および実施すべき施策	8件
4. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置および別紙	6件
5. 計画の推進体制	1件

②対応区分

対 応 区 分	件数
①反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただいたもの	6件
②反映済 意見や提案内容が既に反映されているもの	0件
③参考にする 最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	16件
④反映が難しい 反映または参考にさせていただくことが難しいもの	4件
⑤その他 (①～④に該当しないもの)	1件

③修正等で最終案に反映した意見

パブリックコメントの意見	反映状況・考え方
<ul style="list-style-type: none"> 本計画と「三重県総合交通ビジョン」との関連について記載してはどうか。 	P. 1 1. 総論 (3) 計画の位置づけ ・「三重県総合交通ビジョン」をふまえた計画として位置づけに記載しました。
<ul style="list-style-type: none"> 自転車健康に及ぼすデータやグラフ等により、自転車のメリットを県民へ周知してはどうか。 	P. 4 2. 現状と課題 (2) スポーツの振興・健康づくり ・「自転車通勤導入に関する手引き」の健康に関する内容を注釈に記載するとともに、手引きの周知を図っていきます。
<ul style="list-style-type: none"> 県管理道路の整備状況や市町自転車ネットワーク計画策定状況を記載してはどうか。 	P. 5 2. 現状と課題 (3) 自転車活用にかかる環境整備 ・整備状況および市町の自転車ネットワーク計画策定状況について記載しました。
<ul style="list-style-type: none"> 自転車利用者の交通違反の状況について、自転車側にだけ違反があるように読めるのではないか。 	P. 7 2. 現状と課題 (4) 事故のない安全・安心の推進 ・誤解を招かないよう記述を修正しました。
<ul style="list-style-type: none"> MIEスーパー☆(スター)プロジェクトの説明を記載してはどうか。 	P. 11 目標2 サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり ・注釈に説明を記載しました。
<ul style="list-style-type: none"> 安全教育だけでなく、自転車通行空間の整備の文言を追加してはどうか。 	P. 11 目標3 自転車を安全に安心して利用できるまちづくり ・「自転車通行空間の整備を行う」文言について記載しました。

2 今後の進め方

「三重県自転車活用推進計画」については、令和2年3月末に公表する予定です。

また、自転車活用推進については、市町との連携が重要であることから、県と積極的に自転車活用に取り組む市町を中心に協議会を立ち上げ、定期的に意見交換や毎年度の成果の検証を行い公表するとともに、次年度以降の県および市町が実施する取組のブラッシュアップにつなげます。

三重県自転車活用推進計画 最終案の概要

1 目的および計画期間（別冊2P. 1）

自転車活用推進法の考え方や国の推進計画の内容をふまえ、三重県では、「県民も来訪者も自転車を安全で快適に利用できる環境づくり」をめざします。計画期間は、令和2年度から令和5年度までの4か年とします。

2 現状と課題（別冊2P. 2）

本県における現状と課題について、「観光地域づくり」、「スポーツの振興・健康づくり」、「自転車活用にかかる環境整備」、「事故のない安全・安心の推進」の4つの観点から整理しています。

3 自転車の活用の推進に関する目標および実施すべき施策（別冊2P. 9）

目標1 自転車を活用した地域の観光魅力づくり（別冊2P. 9）

観光客等来訪者の自転車活用を促進するためには、サイクリングロードの整備のほか、気軽に自転車を利用して観光資源を巡るための環境整備が重要となることから、次の施策に取り組みます。

（実施すべき施策）

(1) 太平洋岸自転車道等の魅力的なサイクリング環境の創出を図ります。（農林水産部、県土整備部）

モデルルートであり、ナショナルサイクルルートの指定をめざす太平洋岸自転車道をはじめ、ジャパンエコトラック「伊勢熊野」エリアや伊勢志摩国立公園において、サイクリスト受入環境の整備等を地域と連携して取り組みます。

(2) MaaSを活用した自転車活用の推進を図ります。（地域連携部）

県内におけるMaaSの取組の中で、二次交通としてシェアサイクル等の導入に向けた取組を推進します。

(3) 公共交通機関との連携により自転車活用の促進を図ります。（地域連携部）

イベント等の機会を利用し、県内におけるサイクルトレインの実施状況の周知を図ります。

また、サイクルトレインの拡大やサイクルバスの実施可能性など、各交通事業者に検討を促します。

(4) 関係機関と連携し、自転車活用に関する情報発信を行います。（地域連携部、観光局）

関係機関と連携し、自転車に関するさまざまなイベントやサイクリングルートなどについて、効果的に情報発信を行います。

目標2 サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり（別冊2P. 10）

日常生活における自転車活用を促進するためには、気軽に体を動かすことを通じた運動や、健康づくりのための継続的な運動において、自転車を利用することが効果的であることから、次の施策に取り組みます。

（実施すべき施策）

- (1) サイクルスポーツイベント等の情報発信、自転車利用の普及促進・啓発活動を実施します。（国体・全国障害者スポーツ大会局）

「ツアー・オブ・ジャパンいなベストエージ」等のスポーツイベントを周知するほか、県民の皆さんが自転車に親しめるように自転車をはじめとする運動・スポーツの普及促進を図ります。

- (2) 大規模スポーツ大会のレガシーを活用して、自転車を通じたまちづくりを推進する市町を支援するとともに、競技人口の拡大や競技力の向上を図ります。（国体・全国障害者スポーツ大会局）

東京2020オリンピックにおける事前キャンプ地誘致やホストタウンによる交流など市町の取組支援や、MIEスーパー☆（スター）プロジェクト等の取組を推進します。

- (3) 自転車を活用した健康づくりの啓発や「三重とこわか健康マイレージ事業」の推進を実施します。（医療保健部、環境生活部、地域連携部）

健康づくりの取組に関する啓発を行うとともに、自転車を含む日々の運動の実施やスポーツイベント等への参加が進むよう、「三重とこわか健康マイレージ事業」を市町や事業所等の関係団体と連携して実施します。

目標3 自転車を安全に安心して利用できるまちづくり（別冊2P. 11）

自転車の安全な利用を図るためには、自転車通行空間の整備や交通安全の取組推進等の環境整備が必要となることから、次の施策に取り組みます。

（実施すべき施策）

- (1) 自転車の安全利用を促進するため、自転車通行空間の整備や自転車利用者に対する啓発活動等を実施します。（環境生活部、地域連携部、県土整備部、警察本部）

市町に対して、自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、自転車利用者や車のドライバーに対する交通ルール等の周知啓発を行うことにより、安全な通行空間の環境づくりを行います。

また、自転車の安全利用に係る定期的な点検整備、賠償責任保険への加入促進を盛り込んだ条例を策定し、「車両」の運転者としての意識向上を図ります。

- (2) 自転車を含む交通安全教育を推進するため、交通安全教室の開催等を推進します。

（環境生活部、教育委員会、警察本部）

実践的な交通安全教室が実施できるよう、交通安全教育を推進する教員を対象に、効果的な指導方法の講習会を開催するほか、交通安全教育の実践方法や事例等を関係機関へ周知します。

- (3) 災害時における自転車の活用推進について、県として課題や有用性について検討を行います。（防災対策部）

災害時の住民の避難における自転車の活用に関して、県として課題や有用性について検討を行い、地域の実情に応じた対策を講じていきます。

4 計画の推進体制（別冊2 P. 12）

本計画の目標の実現に向け、県関係部局が一体となり、市町をはじめとする関係機関と連携して、施策の推進を図ります。

また、自転車活用推進については、市町との連携が重要であることから、県と積極的に自転車活用に取り組む市町を中心に協議会を立ち上げ、定期的に意見交換や毎年度の成果の検証を行います。

5 成果の検証と取組のブラッシュアップ（別冊2 P. 13）

本計画では、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（案）」で設定する主指標のうち本計画に関連したものを【指標】として設定します。

【指標】

目標1 自転車を活用した地域の観光魅力づくり				
指標	指標の説明	現状値	令和5年度の目標値	主担当部局
観光消費額	観光客が県内において支出した観光消費額(交通費、宿泊費、飲食費、入場料、土産代等)	5,338億円 (30年)	6,000億円 以上	雇用経済部 観光局

目標2 サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり				
指標	指標の説明	現状値	令和5年度の目標値	主担当部局
健康寿命	国の定める健康づくりの基本的方針である「健康日本21(第2次)」の目的の一つであり、県民が日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間	男性 78.5歳 女性 80.9歳 (29年)	男性 79.6歳 女性 81.4歳 (4年)	医療保健部
成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率	「みえ県民意識調査」で、「週1回以上、運動やスポーツ(散歩、ぶらぶら歩き、ジョギング、キャンプ、野球、テニスなど(日常生活での工夫した運動も含む))を実施している」と回答した県民(成人)の割合	52.8% (30年度)	71.0%	地域連携部 国体・全国障害者スポーツ大会局

目標3 自転車を安全に安心して利用できるまちづくり				
指標	指標の説明	現状値	令和5年度の目標値	主担当部局
交通事故死者数	交通事故発生から24時間以内の死者数	75人	60人以下	環境生活部

また、毎年度、本計画における各施策の成果を確認する項目を【進捗確認項目】として定め、県関係部局や市町との協議会において成果の検証を行い公表するとともに、次年度以降の県および市町が実施する取組のブラッシュアップにつなげます。

【進捗確認項目】

<目標1 自転車を活用した地域の観光魅力づくり>

- ・太平洋岸自転車道における環境整備状況
- ・シェアサイクルの導入数

<目標2 サイクルスポーツの普及と自転車を活用した健康づくり>

- ・「ツアー・オブ・ジャパンいなべステージ」や「TOUR de 熊野」における観戦者数
- ・県民の自転車利用状況、通勤時の利用状況

<目標3 自転車を安全に安心して利用できるまちづくり>

- ・市町の自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定数
- ・自転車関連事故死者数
- ・交通安全教室等の交通安全に関する周知啓発の実施状況

5 三重県官民データ活用推進計画（仮称）の検討状況について

令和2年度の策定をめざしている三重県官民データ活用推進計画（仮称）について、以下のとおり策定を進めています。

1 計画の目的、位置付け、期間（別冊3 P. 3）

ICTやデータを積極的に活用していくことにより、行政運営の効率化や県民の利便性向上、データ活用による新しい価値の創出や地域課題の解決等を推進していくことを目的として、「三重県官民データ活用推進計画（仮称）」を策定します。

本計画は、官民データ活用推進基本法において、都道府県に策定が義務付けられている「都道府県官民データ活用推進計画」として位置付けます。

「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（以下、「第三次行動計画」という。）の計画期間にあわせ、本計画の計画期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

2 ICT及び国の情報化政策の動向（別冊3 P. 5）

生産年齢人口の減少による労働力の供給制約の中、自治体においても、持続可能な形で行政サービスを提供し続けるため、ICTを活用した「スマート自治体への転換」が求められています。また、ICTの進展により、膨大なデータの処理が可能となり、さまざまな分野でデータ活用による新たな付加価値の創出が期待されています。

このような中、国では、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を策定し、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することをめざしています。

3 基本的な考え方（別冊3 P. 12）

（三重県の現状と課題）

本県における現状と課題について、ICTをめぐる動向や国の情報化政策の動向等をふまえ、

- ・スマート自治体へのチャレンジ
 - ・市町のスマート化促進
 - ・行政データのオープン化と産学官連携によるデータ活用の推進
- の3つの観点から整理しています。

（基本理念）

第三次行動計画がめざすべき姿として掲げる「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」の実現に向けて、「ICTやデータの活用により、誰もが利便性や豊かさを実感できる三重」をめざします。

そのため、以下の3つを基本理念とし、それぞれを実践する基本方針を定めます。

○ ICTとデータで変わる！

スマート自治体へ変わるにより、県民サービスの向上をめざします。

→基本方針1 スマート自治体の推進と市町支援

○ ICTとデータで創る！

新しい価値を創るにより、地域課題の解決をめざします。

→基本方針2 ICT・データ活用による地域課題の解決

○ ICTとデータで支える！

情報通信の基盤を支えるにより、安全・安心の確保をめざします。

→基本方針3 バックボーンとなる情報基盤の整備とセキュリティの確保

(基本方針)

基本方針1 スマート自治体の推進と市町支援

ICTの積極的な活用により、生産性の向上と正確性の確保を両立させたスマート自治体に向けた取組を進めます。職員は企画立案業務や県民への直接的なサービスの提供など、職員でなければできない業務に注力することで、よりよい県民サービスの提供につなげていきます。

市町支援においては、スマート自治体に向けた取組の必要性を県全体で共有しつつ、ICTについて研究・協議する場の設置や人材育成等、市町が必要とする支援を実施し、スマート自治体に向けた取組が三重県全体で進むよう取り組んでいきます。

基本方針2 ICT・データ活用による地域課題の解決

県内において、企業、高等教育機関、住民等、さまざまな主体が積極的にICT・データ活用に取り組み、新しい価値が創出されることを通じて、地域課題の解決をめざします。そのため、県内市町も含めた行政データのオープン化を推進していくとともに、ICT・データ活用に関しては、各分野が主体となり推進していくこととし、「みえデータサイエンス推進構想(仮称)」における「データ活用プロジェクト支援機能」等の仕組みを有効に活用して、積極的に取り組んでいきます。

あわせて、ICT人材・データ活用人材の育成にも取り組みます。

基本方針3 バックボーンとなる情報基盤の整備とセキュリティの確保

基本方針1と基本方針2を推進するため、情報基盤となる三重県情報ネットワークや各重要システムについて、現状の課題を解決し、今後のさまざまなニーズにも対応できるよう、環境整備を進めていきます。

また、ICT環境の急速な発展に伴う新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティの技術的対策の確保に取り組むとともに、情報セキュリティ意識の向上とセキュリティ人材の育成を推進します。

4 個別取組（別冊3 P. 16）

3つの基本方針に基づき、次の個別取組を実施します。

個別取組は、一つないし複数の基本方針と関連しています。

(1) AIやRPAの活用等による業務改善及び多様な働き方の推進

「AI・RPA等の新たな技術の導入による業務改善の推進」、「ペーパーレス化の推進」、「コミュニケーションツールの導入」、「モバイルワーク等、多様な働き方の推進」、「キャッシュレス決済の導入検討」、「市町におけるAI・RPA等の新たな技術の導入に関する研究・情報共有する場の設置」

(2) 行政データのオープン化・データ活用の推進

「オープンデータ化の推進」、「市町におけるオープンデータ化に関する助言・情報提供等による支援」、「ICT・データ活用を推進する協議会の設立・運営」、「データ活用プロジェクト支援機能の構築・活用」、「市町、企業等におけるデータ活用の促進（意識啓発のためのセミナー開催等）」、「地域特性を生かした実証フィールドの積極的活用」、「シビックテックとの連携」、「情報通信産業の誘致・育成」

(3) 人材育成・意識改革

「スマート自治体推進の核となるスマート人材の育成」、「市町におけるスマート自治体推進を担う人材の育成支援」、「企業経営者層を対象とするセミナー等の開催」、「企業現場で活躍するICT人材・データ活用人材の育成」

(4) 行政手続のオンライン化

「行政手続オンライン化の推進」、「電子署名への対応」、「マイナンバーカードの利活用促進」、「市町における行政手続オンライン化に関する助言・情報提供等による支援」

(5) 県情報通信基盤の整備運用

「次期ネットワーク構築・運用」、「ペーパーレス化の推進」（再掲）、「コミュニケーションツールの導入」（再掲）、「全職員が利用する業務システムの効率化に向けた取組」

(6) セキュリティ対策の強化

「職員のセキュリティ意識の維持向上」、「情報セキュリティポリシーの見直し」、「インシデント対応力の維持向上」、「「三層の構え」による情報セキュリティ対策の強化」、「自治体情報セキュリティクラウドの再構築及び安定運用の確保」、「市町職員に対する情報セキュリティ研修の実施」

(7) デジタルデバイド対策

「情報通信格差の是正のため、携帯電話事業者への働きかけ（5Gを含めた基地局整備要望）」

取組内容及び進捗状況については、今後の社会経済情勢の変化や県民ニーズ、ICTの進歩等による外部環境の変化にも迅速・的確に対応し、各年度の予算調整等を経て適宜調整を行うため、必要に応じ、俊敏に取組内容の修正等を行うことで、無謬性を前提とせず、適切に推進していきます。

5 推進体制（別冊3 P. 31）

知事を長とする県庁内の会議において、本計画に基づく取組を推進するとともに、スマート改革推進課（仮称）が全体を取りまとめ、推進します。

6 今後のスケジュール

令和2年 3月 総務地域連携常任委員会へ検討状況を説明
外部有識者意見聴取

5～6月 総務地域連携常任委員会へ最終案を説明
最終とりまとめのうえ確定

6 移住促進の取組について

移住の促進については、首都圏における移住に関する相談にワンストップで対応する常設の窓口として開設した「ええとこやんか三重 移住相談センター」や大阪・名古屋での移住相談デスク、移住相談会等において、住まいや仕事、医療、子育て、教育など移住希望者のニーズに応じた情報提供・発信やきめ細かな相談対応を行っています。

こうした取組により、今年度は令和2年1月末までに、1,215件（前年同期1,210件）の移住相談があり、空き家バンクや空き家リノベーション事業など県および市町の施策を利用した県外からの移住者数は、239人（前年同期238人）となっています。

令和元年度の取組

1 ワンストップできめ細かな移住相談の実施

「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心にきめ細かな相談を行うとともに、東京、大阪、名古屋での相談会等を実施しました。

(1) 首都圏における移住相談

移住相談センターにおいて、移住相談アドバイザー、就職相談アドバイザー（雇用経済部）、県職員の3名体制で対応しています。

また、常設の相談窓口に加えて、市町の移住担当者も参加するテーマ別の移住相談会（9回）を実施しました。（相談58件）

(2) 関西圏における移住相談

「大阪ふるさと暮らし情報センター」（シティプラザ大阪）内に情報発信拠点を設置するとともに、月1回の移住相談デスク（12回）や、市町の移住担当者も参加するテーマ別の移住相談会（4回）を実施しました。（相談58件）

(3) 中京圏における移住相談

月1回の移住相談デスク（12回）を実施するとともに、市町の移住担当者も参加する移住相談会（1回）を実施しました。（相談22件）

2 総合的な情報発信と移住促進に向けた気運の醸成

全国フェアへの出展や他県との連携によるプロモーションを行い、延べ206件の相談がありました。また、今年度の重点的な取組として、首都圏の若者と地域の思いをつなぐきっかけづくり事業（「チャレンジ×ローカル×ジョブ 地域とはぐくむしごとづくり講座」）に取り組みました。

(1) 全国規模の移住フェア等の出展（首都圏4回、関西圏2回）

「ふるさと回帰フェア2019東京」（東京、入場者約4,000人）、「おいでやいなかがらしフェア」（大阪、入場者約4,000人）など、全国から多くの自治体が参加する移住フェアへ出展しました。

(2) 他県との連携による移住プロモーション（首都圏2回、関西圏1回）

17 県で構成されている日本創生のための将来世代応援知事同盟の移住プロモーションである「いいね！地方の暮らしフェア」（東京、入場者数約 2,500 人）などを実施したほか、三重県・滋賀県・岐阜県の3県合同移住相談会（大阪、入場者数約 90 人）を、初めて大阪で実施しました。

(3) チャレンジ×ローカル×ジョブ 地域とはぐくむしごとづくり講座

市町や関係団体等と連携し、首都圏の若者と地域の思いをつなぐきっかけづくりとして、鳥羽市石鏡町、熊野市新鹿町をモデル地域として事業を実施しました。（延べ参加者数 86 組）

その結果、参加者と地域の人たちが協力して、地域で採れるアカモクやアラメなどの海藻をPRするイベントを東京で開催することや、地域の店舗をチャレンジショップやワーキングスペースとして貸し出すなどのプランが具体的に動き出し、首都圏の若者が自己実現の場として地域と継続的に関わり、移住につながるきっかけづくりができました。

日程	内容	場所
7月25日	キックオフ説明会	東京
9月5日	スタートアップゼミ・鳥羽市編	東京
9月19日	スタートアップゼミ・熊野市編	
10月26日～27日	現地フィールドワーク：熊野市	県内
11月3日～4日、9日	現地フィールドワーク：鳥羽市	
11月6日	2コース合同振り返りゼミ	東京
12月8日	プレ企画発表会	東京
1月18日	企画発表会：鳥羽市石鏡町	県内
1月19日	企画発表会：熊野市新鹿町	

3 移住者を受け入れる地域の体制の整備

雇用経済部が運用している求人サイトを通じて東京圏から移住・就業した人を対象に移住支援金を給付する移住支援事業を創設しました。また、一般社団法人全国空き家バンク推進機構（ZAB）と連携し、空き家の利活用や利用促進のための市町担当者向け研修会を開催しました。

(1) 移住支援事業の実施

10月28日に求人サイト「『みえ』の仕事マッチングサイト」が開設され、移住・就職後3カ月を経過した対象者から申請可能となりました。マッチングサイトには、3月1日時点で208件の求人が掲載されています。

(2) 民間団体と連携した市町担当者向け研修会の開催（5回開催）

県とZABとの空き家の利活用の推進に係る協定に基づき、空き家の利活用や移住促進のための市町の人材育成を目的とした研修会「ZABコーザMIE（三重県空き家利活用セミナー）」（全5回）を県土整備部と連携して実施しました。

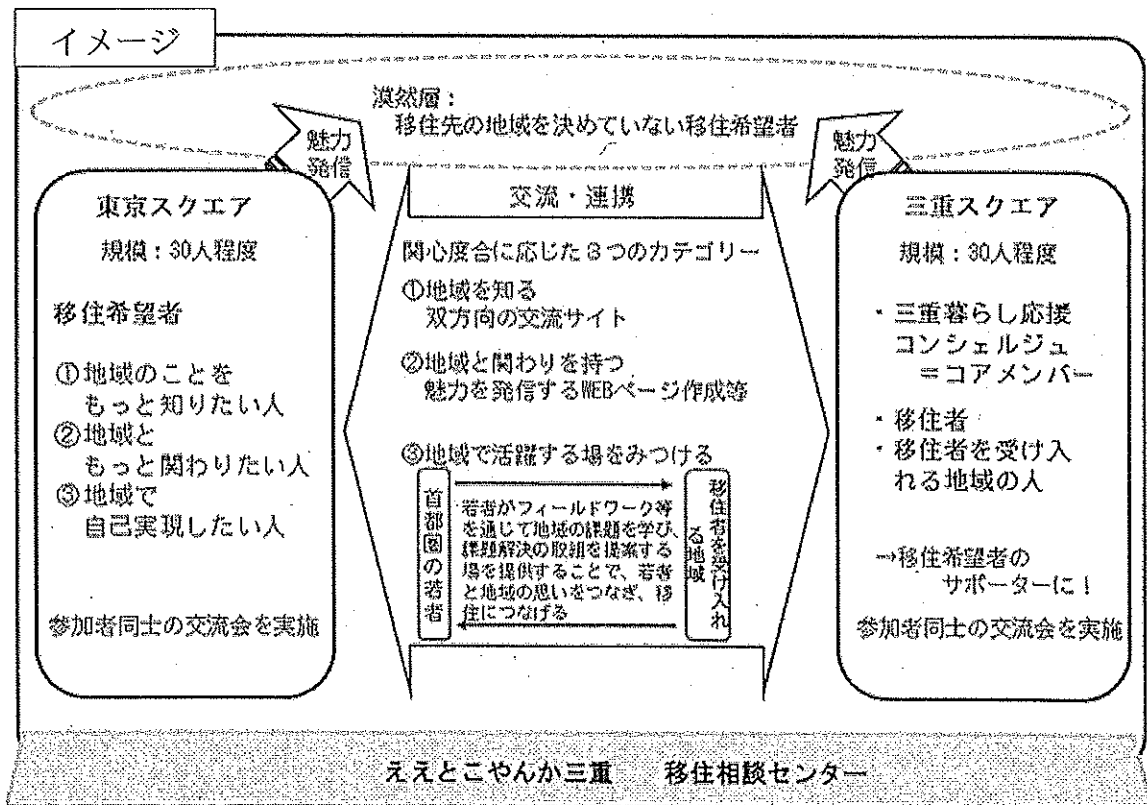
令和2年度の取組

令和2年度も引き続き、「ええどこやんか三重 移住相談センター」を中心に、きめ細かな相談対応を行っていくとともに、新たに、次の取組を行います。

(1) 三重暮らし魅力発信サポーターズスクエア

首都圏の若者が移住者や地域の人と継続的につながり、交流するためのプラットフォームづくりに取り組みます。

具体的には、首都圏に移住希望者のコミュニティ（東京スクエア）、県内に移住者や移住者の受け入れを希望する地域の人等のコミュニティ（三重スクエア）をつくり、スクエアの参加者が気軽に相談でき、交流できるウェブサイトの開設や、両スクエアの協働による地域の魅力発信、地域でのフィールドワーク等を通じて、移住者や地域が新たな移住者を呼びこむ好循環を生み出せるよう取り組んでいきます。



(2) 三重暮らし応援コンシェルジュ

新たに、「三重暮らし応援コンシェルジュ」を設置し、移住者や地域住民の方に、「三重スクエア」のコアメンバーとしての活動や、自らの経験、地域の情報などをもとにした移住希望者からの相談、現地案内などに協力いただく取組をスタートします。

令和元年度 4月から1月末までの移住者、相談者の状況

1 県および市町の施策を利用した県外からの移住者の状況
 移住者数 239人（令和2年1月末現在）

(1) 県および市町の施策の利用状況

「空き家バンク」の利用が全体の3割を超えています。

次いで、「市町移住相談窓口利用」が約2割となっています。

「空き家リノベーション事業」は、昨年度より減少しています。これは今年度の利用者の移住予定が年度末に集中している影響によるもので、最終的には昨年度並みの件数になる見込みです。

R2.1 末			参考 (H31.1 末)		
項 目	移住者数	割合	移住者数	割合	
内 訳	空き家バンク	81人	33.9%	81人	34.0%
	市町の補助・助成制度利用	47人	19.7%	58人	24.4%
	市町移住相談窓口利用	50人	20.9%	44人	18.5%
	その他各市町施策	9人	3.8%	5人	2.1%
	空き家リノベーション事業	2人	0.8%	6人	2.5%
	地域おこし協力隊(任期終了)	12人	5.0%	14人	5.9%
	農業次世代人材投資資金 (旧青年就農給付金)	0人	0%	4人	1.7%
	その他県施策	38人	15.9%	26人	10.9%
合計	239人	-	238人	-	

(2) 移住先の地域

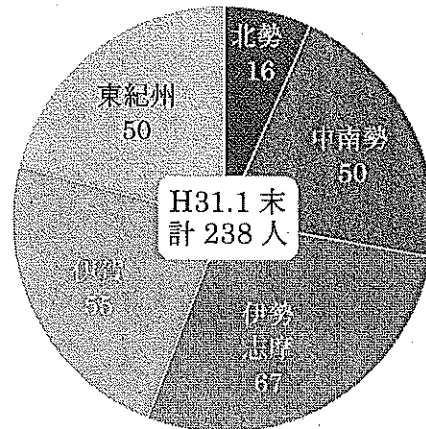
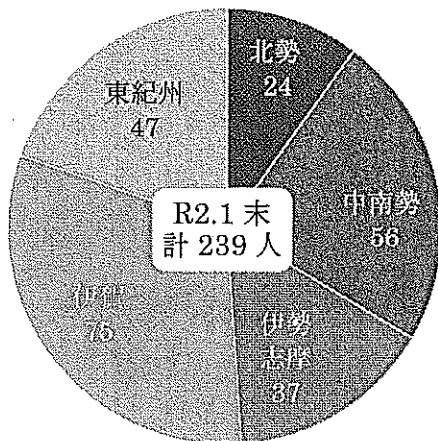
伊賀が最も多く、次いで中南勢、東紀州の順になっています。

昨年度と比べて伊賀が増加している一方、伊勢志摩は減少しています。

伊賀では昨年度と比べて「空き家バンク」の利用者が多くっており、伊勢志摩では「その他県施策」や「市町移住相談窓口利用」が減っています。

R2.1末

参考：H31.1末



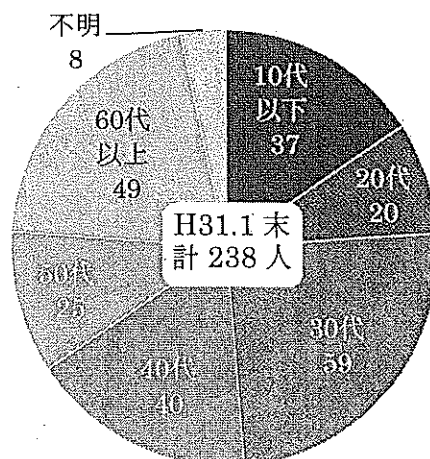
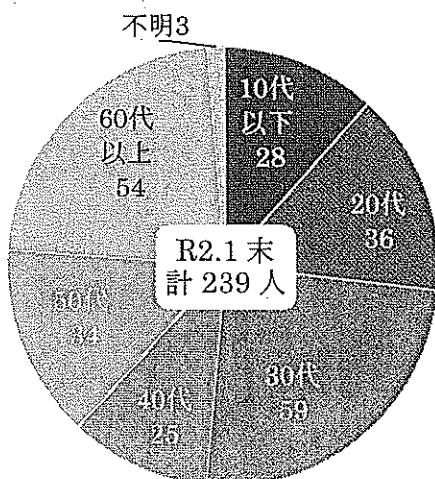
(3) 年代

30代が最も多く、次いで60代以上が多くなっています。

20代が増加している一方、40代が減少しています。

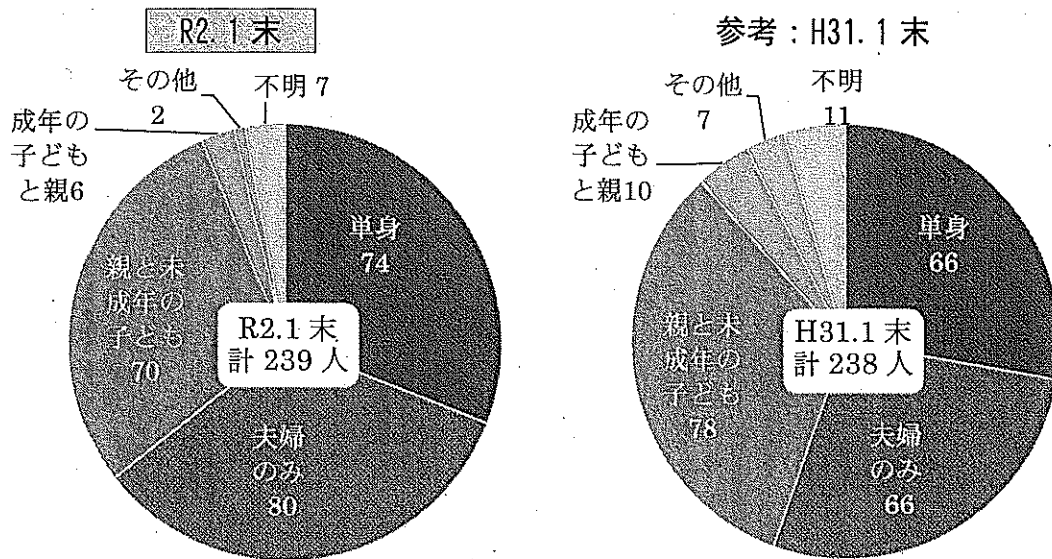
R2.1末

参考：H31.1末



(4) 家族構成

「夫婦のみ」が最も多くなっており、前年より増加しています。
一方で、「親と未成年の子ども」が減少しています。

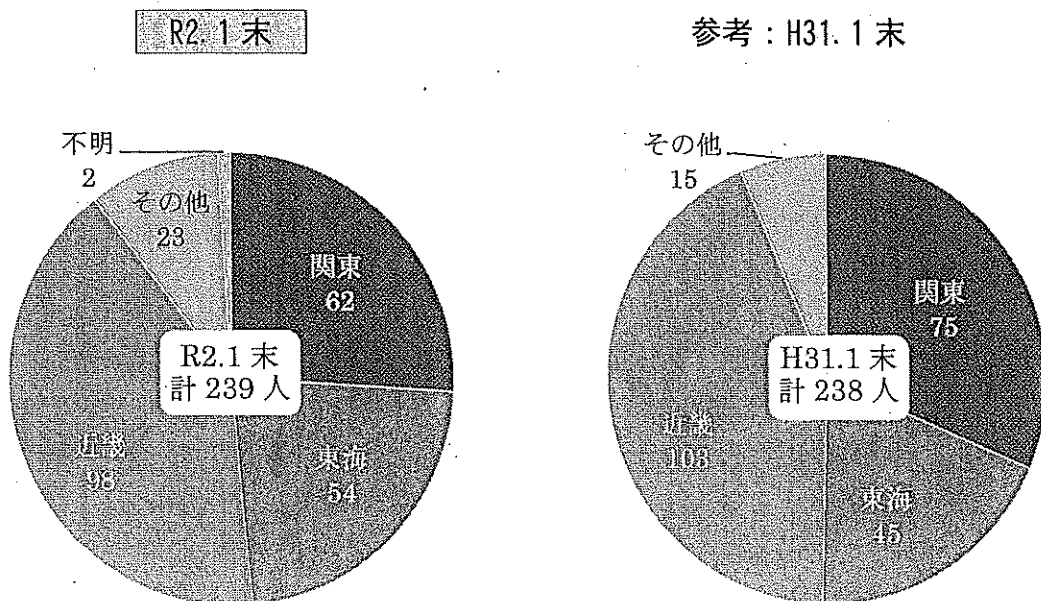


(5) 移住前の住所

昨年度同様「近畿」が最も多くなっています。

昨年度と比べると、「関東」が減少し、「東海」が増加しています。

また、「その他」として、長野県や石川県など東海3県以外の中部地方からの移住者が増加しています。

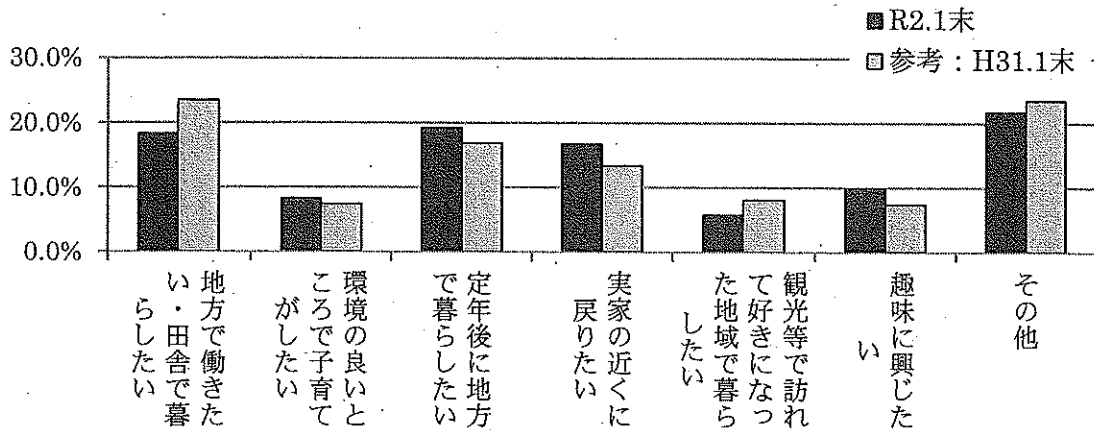


(6) 移住のきっかけ

「定年後に地方で暮らしたい」が最も多くなっています。

次いで「地方で働きたい・田舎で暮らしたい」が多くなっていますが、昨年度より割合は少なくなっています。

(複数回答有 延べ R2.1 末 : 120 件、H31.1 末 : 149 件)



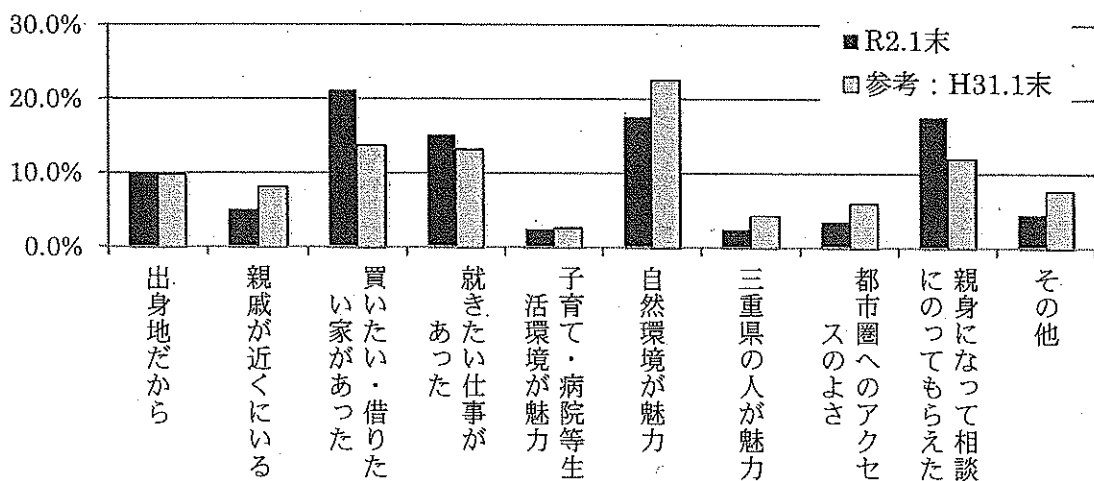
R2.1 末	18.3%	8.3%	19.2%	16.7%	5.8%	10.0%	21.7%
H31.1 末	23.5%	7.4%	16.8%	13.4%	8.1%	7.4%	23.5%

(7) 三重県に決めた理由

「買いたい・借りたい家があった」が約 2 割と最も多く、昨年度よりも増加しています。

次いで「自然環境が魅力」「親身に相談にのってもらえた」となっています。「自然環境が魅力」は昨年度より減少していますが、「親身に相談にのってもらえた」は昨年度より増加しています。

(複数回答有 延べ R2.1 末 : 198 件、H31.1 末 : 234 件)



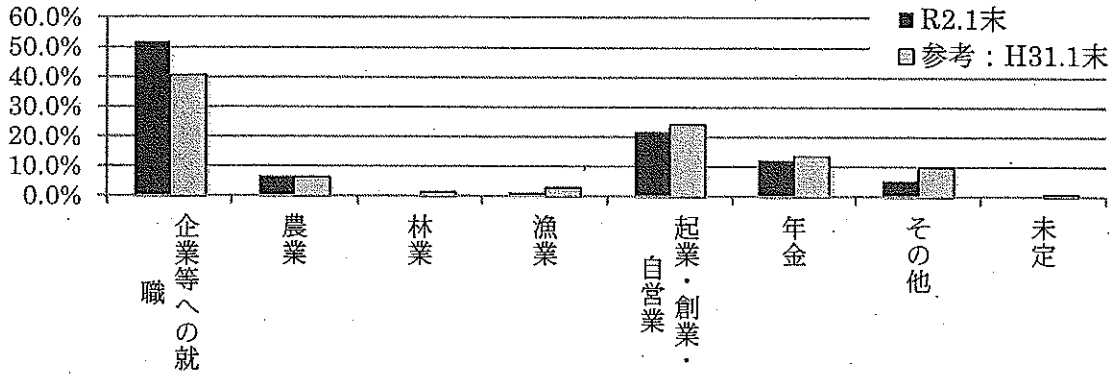
R2.1 末	10.1%	5.1%	21.2%	15.2%	2.5%	17.7%	2.5%	3.5%	17.7%	4.5%
H31.1 末	9.8%	8.1%	13.7%	13.2%	2.6%	22.6%	4.3%	6.0%	12.0%	7.7%

(8) 移住後の生活基盤

「企業等への就職」が最も多く、5割を超えており、昨年度と比べても10%以上増加しています。

次いで、「起業・創業・自営業」となっています。

(複数回答有 延べ R2.1末 : 146 件、H31.1末 : 140 件)



R2.1末	52.1%	6.8%	0.0%	1.4%	21.9%	12.3%	5.5%	0.0%
H31.1末	40.7%	6.4%	1.4%	2.9%	24.3%	13.6%	10.0%	0.7%

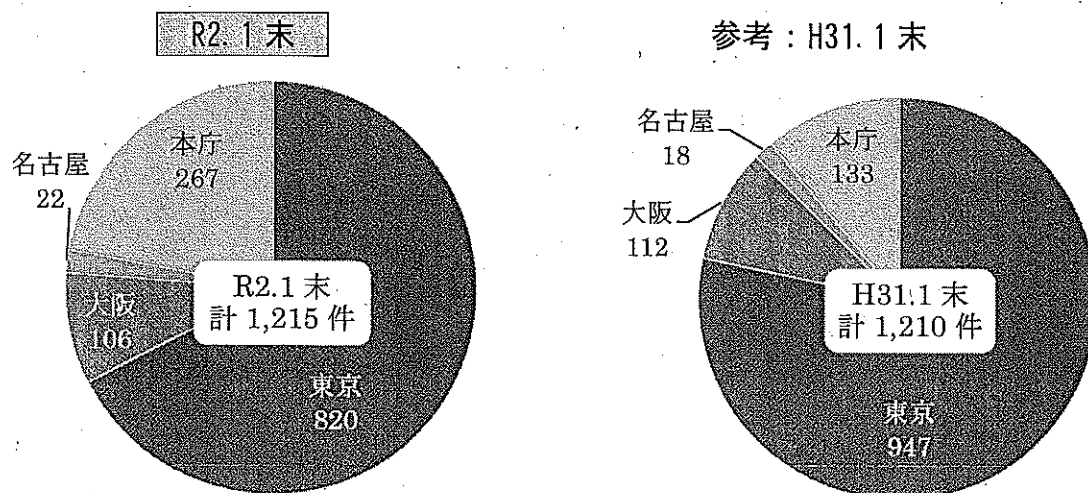
2 相談件数の状況

相談件数 1,215 件（令和2年1月末現在）

(1) 受付場所

東京が最も多くなっていますが、昨年度と比べると減少しています。

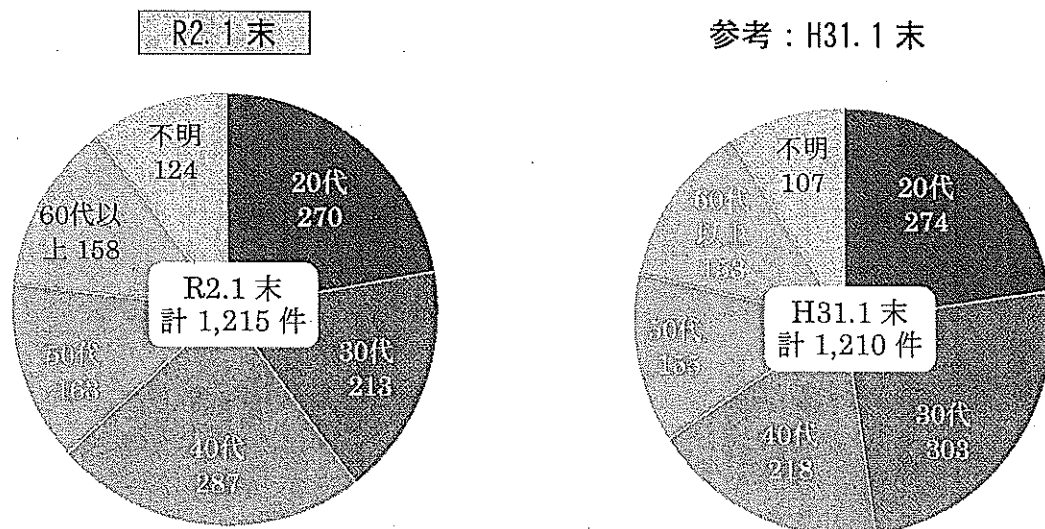
一方で、本庁での相談が増加しています。これは、空き家バンクに関する問い合わせが増加したことなどによるものです。



(2) 相談者の年代

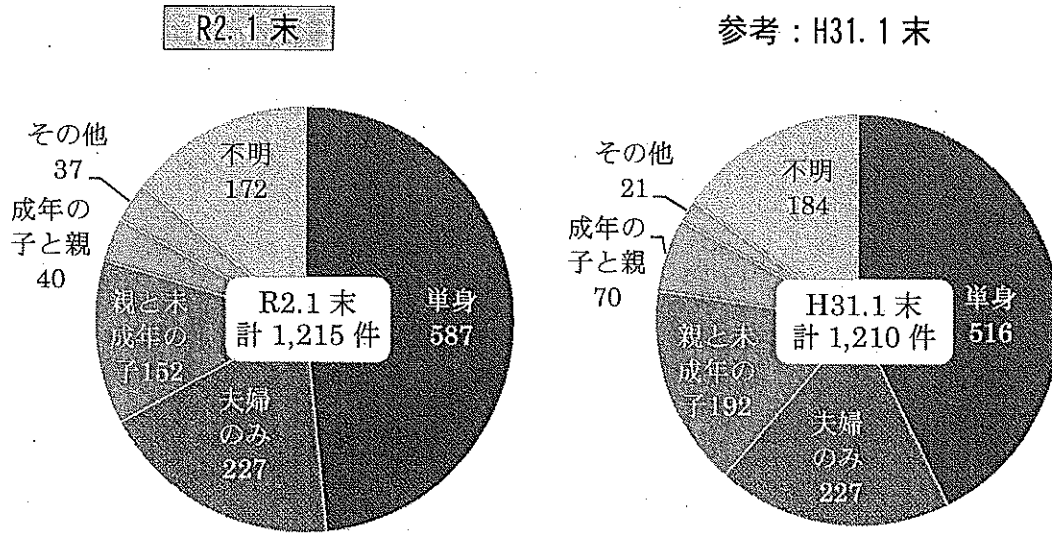
40代が最も多く、次いで20代となっています。

昨年度と比べると、40代が増加している一方で、30代が減少しています。



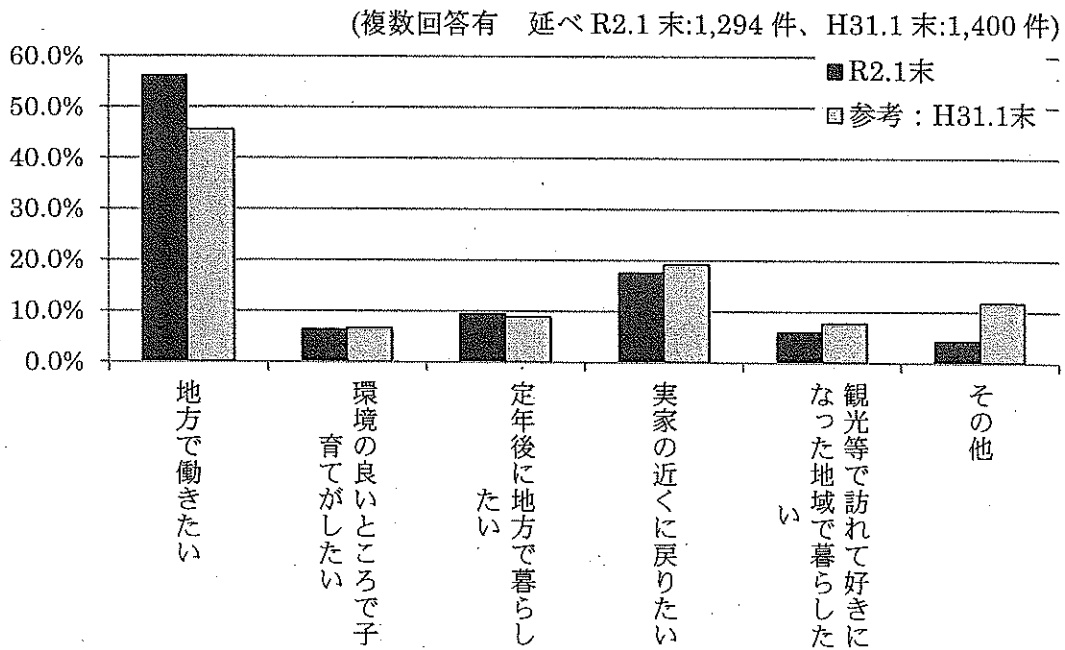
(3) 家族構成

単身が最も多く、昨年度と比べても増加しています。



(4) 相談のきっかけ

「地方で働きたい」が最も多く、昨年度と比べても増加しています。

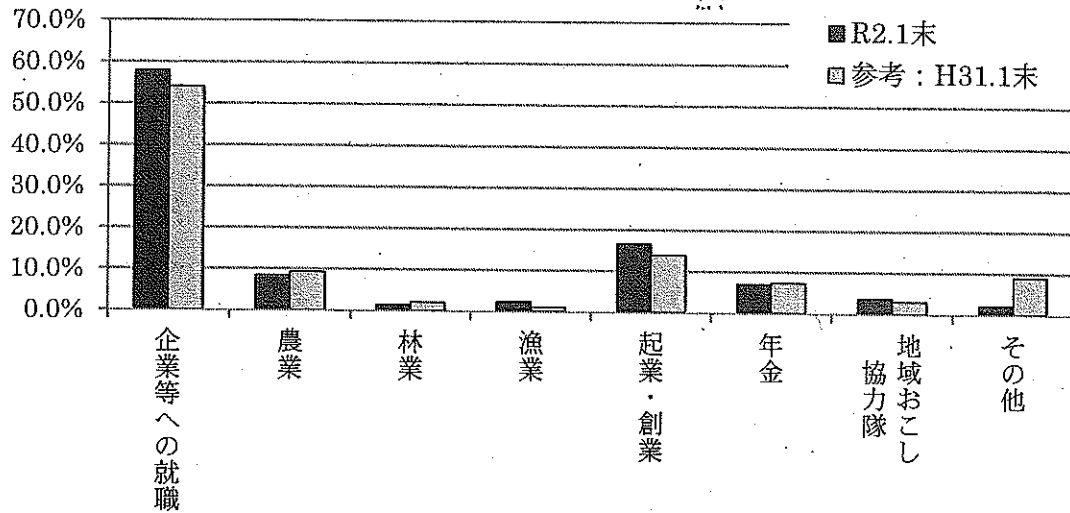


R2.1末	56.2%	6.4%	9.5%	17.6%	6.0%	4.3%
H31.1末	45.6%	6.7%	8.9%	19.2%	7.8%	11.8%

(5) 移住先での生活基盤

「企業等への就職」が最も多く6割近くになっており、昨年度と比べても増加しています。

(複数回答有 延べ R2.1末:1,266件、H31.1末:1,350)



R2.1末	57.9%	8.5%	1.5%	2.4%	16.7%	7.1%	3.7%	2.2%
H31.1末	54.1%	9.3%	2.1%	1.1%	14.0%	7.4%	3.0%	9.0%

